

カナダ・オンタリオ州におけるレイシャル・プロファイリング
Racial Profiling in Ontario, Canada.

大橋典子（名城大学大学院法学研究科 博士後期課程）
Noriko (Nika) Ohashi,
(Ph.D. Program in Department of Law, University of Meijo)

キーワード： レイシャル・プロファイリング、カナダ、人種差別、ダイバーシティ法学、日本国憲法

1. 本研究の背景および目的

近年日本において、ムスリム違法捜査事件（2016年5月31日判例集未登載）や警察官による人種差別的な職務質問について、いわゆるレイシャル・プロファイリング（以下、R.P.）が社会問題として提起されつつある。国連人種差別撤廃委員会、在日アメリカ大使館、東京弁護士会などからも外国にルーツをもつ、あるいは外見が外国人に見える人々が直面する人権侵害への対応が要請されるものの、先行研究は非常に限られている（今野、2017）。他方、移民の社会統合に関する国際評価、移民統合政策指数において高評価を獲得するカナダの中でも、最も人種の多様化が進み、かつ人種差別禁止法を国内で最も早く制定したオンタリオ州は、R.P.に対しても司法府・立法府・行政府による対応が先進的であるように見える。そこで本研究は、R.P.禁止法制や対応策について参考になりうるオンタリオ州を解明することで、日本への示唆を得ることを目的とする。

2. オンタリオ州の現在地

オンタリオ州では、警察官による職務質問だけではなく、雇用、教育、商業施設などの社会生活におけるR.P.を含めて議論される。警察の職務質問によるR.P.を初めて認めたBrown判決は、直接的な証拠が入手しにくいことから状況証拠を採用し、裁量権の逸脱を認めて適正な手続きの重要性を示している点でランドマーク判決として位置づけられる。同判決によって、R.P.が認識されたことによって各方面で救済対応が進展したと思われる。一般的な社会生活におけるR.P.として、例えば、①雇用においてムスリムの被用者に対するセキュリティ設定を厳しくする、②ラテン系の子供を暴力的であるとみなし、停学や退学処分を行う、③万引きを警戒して、アフリカ系の買い物客を警備員が追い回すなどの報告されており、実際に訴訟にも発展している。これらは、先住民、アジア系、ユダヤ人、低所得者、障害者や性的マイノリティといった交差性をもつ人々が標的にされやすいとの傾向性があるという（Ontario Human Rights Commission, 2017）。

これらの状況に対して、オンタリオ州において司法府、行政府、立法府による以下のような対応を推進していることがわかった。司法府として、合理的な理由や客観的な情報に基づく行為以外の場合は、R.P.の存在を認定しやすいような基準を採用する。例えば、R.P.を直接禁止する連邦法や州法、法定化された定義は存在しない中で、裁判所は証拠の入手や無意識の人種差別を立証することが難しいことを理解し、状況証拠を認め、人種差別的な意図や動機の証明を求めない姿勢を示している（Bombardier Inc.判決）。行政府として、とりわけR.P.への対応を牽引するのは、オンタリオ州人権委員会である。当該委員会が作成したR.P.の定義が裁判で引用されたり、カナダ最高裁判所から非常に信頼できる情報源であるとの高い評価を得る（R. v Le 判決）。同委員会が2000年代初頭から実施している実態調査や相談業務などの実績から「R.P.は、権威ある立場をもつ組織または個人によって、安全、治安または公衆保護を実際の理

由または口実として、人種、肌の色、民族的出自、世系、宗教、出身地、または関連するステレオタイプに基づく結果、過大な監視、過少な監視、あるいはその他の否定的な取り扱いを受けるあらゆる行為または不作為」(Ontario Human Rights Commission, 2019) と幅広く R.P.を定義する。その上で、同委員会は、州政府、警察、警察監査機関への提案や勧告、啓蒙教育の実施、裁判での被害者支援などの積極的かつ予防的な活動により、強い影響力を発揮しているように見える。最後に、立法府は、反人種差別法を制定することで州政府がデータの収集や反人種差別影響評価ツールの導入ができ、政策やプログラムが及ぼす不均衡な影響を特定、是正、または防止措置をとることを可能としている。ただし、これらの対応は十分ではなく、1982年カナダ連邦憲法に含まれる人権規定「権利と自由の憲章」の適用や統計資料の活用等が古くから求められている (Tanovich, 2002)。

3. 日本への示唆

伝統的な移民国家であり、連邦制度や異なる法体系をもつことに留意しつつ、R.P.への豊富な取組みを有するカナダ・オンタリオ州から以下のような示唆を得ることができると考える。まず、日本において、警察による人種差別的な行為だけではなく、日々の社会生活の中で R.P.が起こりうる現状へも注目することが大前提であるといえる。そして、R.P.の定義づけや正当な行為との区別基準について丁寧な議論を開始すべきであろう。より具体的に、司法府による状況証拠の採用や R.P.が及ぼす結果や影響を重視した判断基準を定立し、立法府による政策立案に活用できるデータ収集および人種的不均衡さを調査できる法令を整備することが考えられる。行政府による国家レベルでの R.P.禁止法や R.P.の該当性を審査する審査会の設置が望ましいようにも思えるが、すでに自治体にあるヘイトスピーチ審査会の機能を拡張し、R.P.の調査審議や裁判支援ができるように条例を改正する、などの選択肢も検討しうるものとする。現時点では、オンタリオ州の実状を十分に解明できているとはいえ、引き続き研究を推進する所存である。

<主な参考文献>

- ・ 今野健一. 2017. 「レイシャル・プロファイリングと憲法」『憲法の思想と発展 — 浦田一郎先生古稀記念』 信山社.
- ・ Ontario Human Rights Commission. 2017. Under suspicion: Research and consultation report on racial profiling in Ontario. *Ontario Human Rights Commission*.
- ・ Ontario Human Rights Commission. 2019. Policy on eliminating racial profiling in law enforcement. *Ontario Human Rights Commission*.
- ・ Tanovich, D. 2002. Using the Charter to Stop Racial Profiling: The Development of an Equality-Based Conception of Arbitrary Detention. *Osgoode Hall Law Journal Volume 40: 2*.